

合理的判断ができない事情の不当な利用に関する取消権について

消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における取消権を消費者契約法に規定することについて、どう考えるか。

【本資料の内容】

第 1. 本研究会における検討	2
第 2. 消費者契約法の改正によって救済すべき事例の整理	3
1. 判断力が低下している消費者の保護	3
(事例 1) 判断力が低下している消費者に対する次々販売	4
(事例 2) 判断力が低下している者が所有している不動産の廉価での買取り	5
2. 現行法の誤認・困惑類型では救済が困難な事例	5
(事例 3) 結婚を意識し、勧誘者を信用して不動産を購入	6
(事例 4) 周囲の人の言動に伴う高揚感から契約を締結	6
(事例 5) 契約の締結を急かしつつ、長時間かつ深夜まで勧誘	7
(事例 6) 重病の人に契約の締結を急かし、その日のうちに施術	7
第 3. 考えられる規律	8
1. 取消権の創設	8
(1) 消費者契約法における取消権規定の在り方	8
(2) 具体的な規定案	9
2. 取消権の創設以外の対応	13
(別表) 消費者契約法の取消権の整理	14
(参考 1) 総務省「『消費者取引に関する意識等調査』結果報告書」(平成 26 年 4 月公表)	16
(参考 2) 内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局「成年後見制度の現状」(平成 28 年 9 月 23 日)(抜粋)	20
(参考 3) 東京高判平成 30 年 3 月 15 日判時 2398 号 46 頁の概要	21
(参考 4) 美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について(平成 25 年 9 月 27 日)	24
(参考 5) 東京高判平成 30 年 4 月 18 日判時 2379 号 28 頁の概要	25
【参照条文】	26

第1. 本研究会における検討

いわゆる「つけ込み型」不当勧誘については、本研究会における検討の方向性としては、①消費者が合理的に判断できない事情を不当に利用したと思われる消費者被害事例であって、現に生じているもの又は今後発生する蓋然性が高いものうち、消費者契約法に取消権を規定することで救済すべき事例を特定することを基本としつつ、②その上で、事例の分析結果を踏まえて規律の在り方を検討することとしている¹。

このうち、①については、これまでの各団体からのヒアリングや事務局提出資料²において、現在の消費者契約法の規定では救済が必ずしも十分ではないと考えられるものを中心として様々な被害事例が紹介されたところである。これらの事例について、委員から、あるべき規律を考える際には、救済すべき事案を整理したうえで認識を共有する必要があるという趣旨の指摘があった。ヒアリングにおいても、取消しに値する事例を慎重に検討すべきであるという指摘があった。

そこで、本資料の第2. では、これまでの検討状況を踏まえつつ、消費者契約法の改正によって救済すべき事例を改めて整理することとしたい。

その上で、本資料の第3. では、②について (i) 事業者の行為態様、(ii) 消費者の事情 (心理状態・属性)、(iii) 契約の内容という3つの着眼点を組み合わせることで、より明確に不当性の要件を抽出するという考え方を示すこととしたい³。

この点について、ヒアリングにおいては、(i) 事業者の行為態様のうち「事業者が特定の客観的な行為をすることで、消費者に一定の心理状態を作出する」という点に着目した検討をすべきであって、事業者が消費者の事情を知っていたことを要件とすることはあり得るが、事業者が調査・確認する義務を負うような規律は円滑な取引を阻害するのではないかという意見があった。その一方で、事業者の行為の不当性ではなく、もっぱら (ii) 消費者の事情、特に消費者の脆弱性に着目して救済を容易にする制度設計があり得るのではないか、とりわけ、オンライン取引におけるAI等の自動処理の発展も踏まえると、事業者の故意や重過失という主観的要件によって取引を規律することは困難になるのではないかという意見もあった。

また、本研究会では、消費者契約法の規律に求められる具体度も議論となった。より抽象度・汎用性の高い規定が望ましいという意見がある一方で、消費生活相談

¹ 第1回資料6の7頁。

² 第1回資料6の事例3-1~3-8。

³ 第1回資料6の11頁。

やADR等の訴訟以外の場面も念頭に、規定は可能な限り具体的な方が望ましいという意見もあった⁴。さらに、消費者契約法の在り方をめぐって、消費者契約法は民事ルール（裁判規範）であるところ、取消事由は差止事由ともなっており事業者に対する行為規範としても機能していることや、消費者契約法は消費者契約一般を対象とするものであり社会に対するメッセージ効果を持っていることも念頭に置くべきとの意見があった。消費者契約法以外の諸制度（例えば、民法の意思表示論・行為能力制度、特定商取引法等の個別の業法、適合性原則、競争法、消費者信用法制等）との関連性や役割分担を指摘する意見もあった。

本資料の第3.における、いわゆる「つけ込み型」不当勧誘に係る規律の在り方についての考え方の整理は、以上の点を踏まえたものとしている。

第2. 消費者契約法の改正によって救済すべき事例の整理⁵

これまで、本研究会における各団体からのヒアリングや事務局提出資料において紹介されたとおり、高齢化の進展やSNS等のITを利用したコミュニケーション手段の充実などの社会経済情勢の変化を背景としつつ、高齢者や若年者の消費者被害が依然として多発しており、今後も同様の傾向が持続することが見込まれる。

これらの消費者被害の事例のうちには、現行法（消費者契約法、民法、特定商取引法その他の消費者保護関連法等）の規定では必ずしも救済が十分ではないものの、取消しに値する程に不当性が高く、法による救済が必要なものが一定程度存在すると考えられる。以下では、そのような事例について、消費者の事情、事業者の行為態様、契約の内容という3つの要素に着目しつつ、分析することとしたい。

1. 判断力が低下している消費者の保護

近年、判断力が低下している消費者に対して不要な契約を締結させる消費者被害事例が多発している。これらの事例において、消費者が成年後見制度を利用していれば契約を取り消すことで救済できる場合があるが、そもそも成年後見制度に係る申立ての動機の大半が介護費用の捻出や介護施設への入居等に伴う預貯金の管理・解約等を契機としており⁶、現状において消費者被害のターゲットとなりやすい一

⁴ なお、消費生活相談における民事ルールの利用状況については、総務省が平成25年に調査を行い、報告書を公表している（総務省『消費者取引に関する意識等調査』結果報告書）（平成26年4月公表）14頁以下（参考1）。

⁵ あくまでも研究会における検討のための整理であり、本資料で紹介する事例1～事例6以外の事例について救済の必要性を否定するものではない。

⁶ 内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局「成年後見制度の現状」（平成28年9月23日）p.6（申立ての動機別件数（平成27年））（参考2）。

人暮らしの高齢者について申立てが行われるインセンティブは必ずしも高いとはいえないと考えられる。そこで、同制度の利用促進をはかりつつ、一方でこれらの者が被害に遭ってしまった場合に消費者契約法による手当てを検討する必要があると考えられる。また、例えば、消費者が、事理弁識能力を欠く常況にあるとはいえないため後見開始の審判を受けることはできないものの（民法第7条参照）、契約を締結したその時点においては判断力が低下していたということがある⁷。このような場合において消費者が被害に遭ってしまったときの消費者契約法による手当てについても検討する必要があると考えられる。

具体的な被害事例としては、まず、判断力が低下している消費者に対して次々と不要な物を販売したり役務を提供したりする次々販売の事例がある。これらの事例のうちには、過量契約取消権（法第4条第4項）による救済が可能なものもあるが、（事例1）のように、次々と締結される契約の目的となるものが必ずしも同種とはいえない場合には、不必要なものを大量に購入させるという点で過量契約と同程度の不当性があるとも考えられるにもかかわらず、同種性の要件に当てはまらず、当該規定の適用による救済は困難である。

同様に、判断力が低下している消費者に対して、必ずしも不要物を大量に購入させる契約を次々と締結するわけではないものの、単体として内容それ自体に不当性がある契約を締結させるという消費者被害がある。（事例2）は、判断力が低下している者が所有している不動産について、これを事業者が廉価で買い取ったというものである。この事例について、東京高判平成30年3月15日判時2398号46頁（参考3参照）は、原判決を破棄し、本件売買契約は、買主が、売主の状況等に乗じて莫大な利益を得ようとして行った、経済的取引としての合理性を著しく欠く取引であり、公序良俗に反する暴利行為に該当し無効であると判断した。原審と控訴審の判断が分かれているところ、少なくともこの事例のように、判断力が低下している消費者に対し内容それ自体に不当性がある契約を締結させた場合について、被害救済を確実にする必要があるのではないか。

（事例1）判断力が低下している消費者に対する次々販売⁸

久々に実家に行くと、母が趣味の絵画等の出展契約を多数していることがわかった。新聞や雑誌に掲載するものや、国内ばかりか海外の展覧会に出展するもの

⁷ このとき、契約締結時に消費者が意思無能力であれば契約は無効となる（民法第3条の2）。

⁸ 第2回資料2（全国消費生活相談員協会提出資料）の【事例7】。判断力が低下している消費者に対して必ずしも同種とはいえない物品を次々と販売する事例は、第2回資料3-2（東京都消費生活相談総合センター提出資料のうち、消費者契約法の適用を検討した相談事例）〔非公開〕においても報告されている。

まであり、わかっているだけで3社10件で総額約500万円だった。貯金も少なくなり、これ以上の支払いは困難である。母は最近判断力に不安がある。まだ掲載されていない契約もあるようだ。返金してほしい。(相談者：50歳代女性給与生活者 当事者：80歳代女性)

(事例2) 判断力が低下している者が所有している不動産の廉価での買取り⁹

Xは、客観的交換価値が少なくとも1億3130万円はある本件各不動産(Xの生活の本拠を含む)を、Yに6000万円で売却した。本件売買当時、Xは金融機関からの借入金の返済を遅滞し、競売等に付されるかもしれないなどの切迫した状況にあり、Xは本件売買によって借入金を返済したものの、今後の生活費等は手元に全く残らなかった。また、本件売買当時、Xは認知症を発症し、記憶力、コミュニケーション能力等が相当程度低下していた。Yは、Xが上記の切迫した状況にあることや、Xの判断力の低下を認識していた。

2. 現行法の誤認・困惑類型では救済が困難な事例

現行の法第4条第1項から第3項までは、消費者が重要事項について誤認又は困惑(困り戸惑い、どうして良いか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいい、畏怖も含む。)し、契約を締結するか否かについて合理的な判断をすることが困難であるという心理状態に着目しつつ、このような心理状態を惹起する事業者の特定の行為を不当な勧誘行為として規定している。しかし、これらの規定によって必ずしも救済されるとは限らない場合であっても、事業者の行為が消費者の契約締結に関する合理的な判断を困難にするものとして現行の規定と同程度の不当性を有しており、被害救済を図るべき場合があるのではないかと。

具体的には、(事例3)と(事例4)は、消費者が重要事項について誤認又は困惑しているとは必ずしも言い切れない事例である。また、(事例5)と(事例6)は、消費者が困惑している可能性があるものの、事業者の行為が法第4条第3項各号の要件に該当するとは必ずしも言い難い事例である。しかしながら、これらの事例は、事業者が消費者の高揚感に働きかける、人間関係の構築・進展に関する過大な期待を煽る、契約内容について熟慮するために必要な時間を不当に制限する、消費者が商品等の選択に集中できない事情を利用するといった行為をすることによって、消費者に取引条件について誤認させたり、消費者が精神的に自由な判断ができない状況を不当に作りだし、これによって、消費者による契約締結に関する合理的な判断

⁹ 高齢者からの廉価での土地購入に関する大阪高判平成21年8月25日判時2073号36頁について、第1回資料6の事例3-6、第2回資料1(日本弁護士連合会提出資料)の問題事例【A2】。

を不当に妨げていると評価することもできるのではないか。

(事例3) 結婚を意識し、勧誘者を信用して不動産を購入¹⁰

去年、婚活サイトで金融に詳しいと言う男性と知り合い、食事をするようになった。「投資用マンションは確実にリターンが望める」と勧めてくるので、男性の勤務先で説明を受けた。投資用マンションの説明は不明点が多く、質問してもはぐらかされた。よく理解できなかつたがマンション購入の契約書に署名捺印し、白紙委任状まで作成した。男性と旅行の約束をし「昔からの知り合いみたい」と言われ、すっかり信用していた。銀行審査を受ける前、現在居住している住宅のローンを組んでいることは話さないよう口止めされた。その後、不安感が増し、知り合いに相談したら、内容証明を書いてクーリング・オフするように言われた。しかし、キャンセルには解約料が必要だと思っていたことと、恋愛感情もあり、期間内のクーリング・オフはできなかった。

旅行は直前でキャンセルになり、預けた書類が届く頃には男性とは疎遠になっていた。不動産業者が倒産したら、空室になったらといろいろ心配だ。解約したい。

(事例4) 周囲の人の言動に伴う高揚感から契約を締結¹¹

新聞に入っていた「1kgのお米と卵1パックの2点合わせて100円」という折り込み広告を見て、販売業者が主催する健康講座に行った。行く度に100円でいろいろな商品を購入できるので、何度も通っていた。販売業者から「この健康食品は身体の掃除をしてくれる。身体の中のごみを取る」という説明を受け、また、会場にいる人から体験談として「目がすっきりした」「腰が痛いのが治った」という話を聞いた。販売員にお薬手帳を見せて、自分用に健康食品を1箱購入した。翌日、糖尿病の夫のお薬手帳を持参して、夫用にも1箱購入した。その後、半年分を勧められて、大箱5つ(70万円)と小箱2つ(7万円)の健康食品を購入した。

娘に購入していることが分かり、消費生活センターに相談を勧められた。高額なので全部はいらないと思う。

¹⁰ 第1回資料6の事例3-1。国民生活センター「婚活サイトなどで知り合った相手から勧誘される投資用マンション販売に注意！！－ハンコを押す相手は信ジラレマスク？－」(平成26年1月公表)。

¹¹ 第1回資料6の事例3-2。国民生活センター「高齢者が支払えなくなるまで次々に販売するSF商法～支払い金額の平均は170万円にも！～」(平成27年5月公表)。

(事例5) 契約の締結を急かしつつ、長時間かつ深夜まで勧誘¹²

午後5時ごろブライダルフェアに参加するため交際相手と結婚式場に出向いた。「来年の6月ごろを考えている。他にも見てから決めたい」と伝えたが、担当者が「今日、今決めれば安くできる。他を見てもいいが急がないと予約が取れませんよ」と言い、結婚式場情報雑誌を一緒に見ながら、他の結婚式場がいかにか私たちの希望に合わないかを延々と聞かされた。夜も遅くなり、「時間も・・・」と言いかけたが、今なら、今日なら、などと割引を理由に引き留められた。深夜1時を過ぎ、頭がボーっとしてきたところで「お願いします」と答えてしまった。解約したいが予約金として支払った10万円は戻らないか。

(事例6) 重病の人に契約の締結を急かし、その日のうちに施術¹³

末期のガン患者であるXは、藁をもつかむ思いで、免疫療法でがんを治療するとするYクリニックを受診した。医師が抗がん剤治療等これまで受けた治療を否定し、「今日の15時までに」などと施術を急がせたため、Xは気が動転し、不安で早く施術を受けなければいけないと思いつき、施術前に80万円と提示されて了承し、施術を受けた。現金で全額支払った。不安をあまり、正常な状態で受けた施術ではないし、価格も適切なのか疑問だ。

※ 厚生労働省の通知では、美容医療サービス等の自由診療について、「即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと。」とされている(参考4を参照)。

¹² 実際の相談事例について、特定されないための修正を加えたものである。

¹³ 実際の相談事例について、特定されないための修正を加えたものである。

第3. 考えられる規律

1. 取消権の創設

(1) 消費者契約法における取消権規定の在り方

ア 要件の明確化と規定の汎用性の調和（消費者契約法の位置付けを踏まえた規定の在り方）

消費者契約法の規律については、事業者の予測可能性の担保や、消費生活相談における活用のしやすさ、取消事由は適格消費者団体による差止事由でもあること等をかんがみると、できる限りの要件の明確化が求められる¹⁴。

他方で、社会経済情勢の変化に伴い消費者取引が多様化しており、今後、新たな形態の消費者被害も生じるであろうことからすると、消費者契約法の規律については、民法の規律とは別に（民法の規定は、抽象的な要件であっても、個別具体的な事例において適切に解釈・適用がされ判例や裁判例が積み重ねられることによって適用範囲が明らかになってくるものと考えられる。）、急速に多様化する消費者被害にすき間なく対応できることも求められる。

これらを踏まえた上で、消費者契約法の新たな規律を検討するにあたっては、要件の明確性を確保しつつも、できる限り汎用性を有する規定を設けることを基本的な方針とすべきものと考えられる。

イ 不当性を基礎づける要素

第2.において整理した事例をもとに、現行の消費者契約法の構造を参考としつつ、事業者の行為態様、消費者の事情、契約の内容という3つの要素に着目して取消しに値する不当な勧誘類型を抽出することが考えられる¹⁵。

すなわち、消費者契約法は、

- ① 「誤認」「困惑」といった契約の締結に係る消費者の自由な意思決定が妨げられた心理状態を作出する事業者の行為態様を特定し（法第4条第1項、第2項、第3項第1号・第2号・第6号・第7号・第8号）、
- ② 消費者が合理的判断をすることができない事情として、「社会生活上の経験が乏しい」、「加齢又は心身の故障により判断力が著しく低下している」という消費者の一定の属性や、「願望の実現に不安を抱いている」、「勧誘者も好意の感情を抱

¹⁴ 要件の明確性等の課題を踏まえつつ検討することは、平成30年改正における衆議院消費者問題特別委員会の附帯決議においても求められている。

¹⁵ 以下は、別表の内容を文章化したものである。

いていると誤信している」、「現在の生活の維持に不安を抱いている」という消費者が置かれた一定の状況を前提として、不安をあおる告知（法第4条第3項第3号・第5号）や好意等の感情の不当な利用（同項第4号）といった事業者の行為態様を特定し、

③ 過量契約という契約の内容に着目し、そのような事情・状態を知らながら事業者が勧誘した場合を不当勧誘行為と捉え（法第4条第4項）、それぞれ、取消権を定めた。

現行の消費者契約法が以上のような構造を有していることを踏まえつつ、事業者の行為態様、消費者の事情、契約の内容という3つの要素を勘案して、取消しに値する不当な勧誘類型を抽出することが考えられる。

（2）具体的な規定案

現時点で考えられる規定案としては、以下のとおりである（もっとも、あくまでも例示であり、これら以外の考え方を否定するものではない。）。

ア 消費者の判断力に着目した規定（考え方Ⅰ）

まず、消費者が合理的判断をすることができない事情として典型的なものとして考えられるのは、その判断力の低下である。これに関しては、平成30年改正により設けられた法第4条第3項第5号が、「加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していること」¹⁶を取消権の要件としていることが参考となる。

そこで、消費者の事情のうち、その属性である判断力に着目し、判断力が低下したことに付け込まれるようにして契約を締結した消費者の取消権を定めることが考えられる。

具体的には、例えば、

○判断力の低下した消費者が、対価的に不均衡であるなど不当な内容の契約を締結した場合には、契約を取り消すことができる旨の規定を設けること

が考えられる（（事例1）（事例2）を参照）。

もっとも、ここでいう「不当な内容」をどのように画するか問題となるが、特に手当の必要が高いと考えられる事例としては、当該契約の内容が、消費者が日常生活を送る上で通常は必要であると認められない高価ないし嗜好的な商品・役務の購

¹⁶ この要件は、消費者が認知症を発症している場合においては、一般的には判断力が著しく低下している場合に該当するものと解されている（消費者庁逐条解説65頁）。

入や、所有・居住する不動産といった日常生活を送る上で不可欠とされるものの事業者による買取りが想定される。その反面、「対価的な不均衡」といっても、当事者間で合意した対価の均衡性について法が介入することは慎重であるべきと考えられることから、対価そのものに着目するのではなく、

- ・ 消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約について消費者に取消権を付与しつつ¹⁷、
- ・ 被害予防の観点から、親族等の適当な第三者が、契約の締結に同席するなどの一定の関与をした場合には、例外的に契約の取消しができないこととすること

が考えられる。

また、判断力の低下という消費者の属性と内容の不当性に着目して消費者の取消権を定めることのほか、より行為の悪性が高いものを対象にするという観点から、事業者が消費者の判断力の低下を知らながら勧誘をしたという事業者の主観的要件を追加することも考えられる。

なお、契約内容の不当性に着目して無効や取消しを定めた規定としては、民法の公序良俗規定（第90条）や本法の過量契約取消権（第4条第4項）のほか、金融商品取引法には無登録業者が非上場株式等の売付けを行った場合にその売買を原則無効にする旨の規定がある（第171条の2第1項）¹⁸。

イ 「浅慮」「幻惑」といった消費者の心理状態に着目した規定（考え方Ⅱ）

次に、「浅慮」や「幻惑」といった消費者の意思決定をミスリードしうる心理状態に着目することが考えられる。

まず、「浅慮」について、「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」報告書では、若者が不当な契約を締結するという判断に至る心理状態の一つを、本来の意思決定から注意が逸れたり、思考の範囲が狭まったりすること、あるいは、

¹⁷ 例えば、貸金業法において、年間の収入額等に応じて定まる一定の額を超える貸付けは、過剰な貸付けとして禁止されている（第13条の2）。また、割賦販売法においては、個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あっせん関係受領契約の締結が禁止されている（第35条の3の4）。

¹⁸ 同規定においては、例外として、無登録業者が①「当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと」又は②「当該売付け等が不当な利得行為に該当しないこと」を証明したときには無効とならない旨が定められている（同項ただし書き）。①については、暴利行為が成立するための主観的要素を金融商品の取引に即して具体化した上で、その反対事実の立証を求めるものとされている（古澤知之ほか『逐条解説 2011年金融商品取引法改正』（商事法務・2011年）208頁）。また、②について、「売付け等が不当な利得行為に該当しないこと」とは、売買契約等に客観的な給付の不均衡がない場合を意味するものと解されている（同書210頁）。

思考力が低下するような心理状態という意味で「浅慮」と呼んでいる。(事例5)や、(事例6)における消費者の心理状態については、当該商品・役務の必要性や他の商品・役務との比較についての検討といった合理的判断をすることができない状況において、熟慮することなく契約を締結したものと捉えることが考えられる。この意味で、既存の制度との比較では、クーリング・オフに近いとも考えられる。すなわち、消費者保護関連法においては、例えば訪問販売のような不意打ち的な勧誘や、金融商品のように複雑性が高い商品については、一定期間内における消費者の無条件の契約解除権(クーリング・オフ制度)を付与することによって、契約の締結後に、「浅慮」を防ぎ「熟慮」を行うための期間を確保することとしている。事業者の一定の行為により「浅慮」が作出されるような場合については、これを参考としつつ、事後的に熟慮期間の確保を図っていくことも考えられるし、取消しに値する不当な勧誘類型を抽出して取消権の規定を設けることも考えられるのではないか。具体的には、例えば、

○検討時間を不当に制限し、当該時間内に契約を締結しなければ当該利益を得ることができない旨を告げること

が考えられる¹⁹。

次に、「幻惑」について、消費者が勧誘者に対する歓心(事例3)や高揚感(事例4)から契約してしまう事例について対処する必要があると考えられる。こうした場合は、不退去や監禁などの一定の状況から逃れるようとして、本来は望まない契約を締結せざるを得ないという「困惑」の心理状態にあるというよりは、将来一定の価値や利益を獲得することができると期待してしまうことによって、契約の締結に誘導されたものと考えられる。既存の取消事由と比較すると、事業者が、消費者の不安ではなく期待や歓心をあおることや、人間関係の破綻ではなくより親密になると期待させる心理状態を消費者に形成させることにより、消費者が当該商品・役務の必要性や他の商品・役務との比較検討といった合理的判断をすることができな

¹⁹ なお、2005年5月11日の域内市場における事業者の消費者に対する不公正取引方法に関する欧州議会及び理事会指令では、「いかなる事情においても不公正とされる取引方法」として「消費者に情報提供を受けた上で決定を下す時間も機会も奪い、即断をさせるために、製品の入手が非常に限定された期間、または、非常に限定された期間中かつ限られた条件でしか入手できないと虚偽の陳述をすること (Falsely stating that a product will only be available for a very limited time, or that it will only be available on particular terms for a very limited time, in order to elicit an immediate decision and deprive consumers of sufficient opportunity or time to make an informed choice.)」が定められている(付表Iの「誤認させる取引方法」の(7))。※翻訳は比較法研究センター・潮見佳男編『諸外国の消費者法における情報提供・不招請勧誘・適合性の原則』(別冊NBL121号)に掲載されている寺川永教授によるものである。

い事情を作出したものと捉えることが考えられる。具体的な規定としては、例えば、事業者の特定の行為によって、消費者に「幻惑」という自由な意思決定を妨げる心理状態が作出された場合に取消権を定めることが考えられる。事業者の行為としては、例えば、

- 事業者が消費者に対し、社会生活上の重要な事項に関する将来の願望に関し、当該消費者契約の内容となるものが、当該願望の実現のため必要である旨を告げる行為や、
- 高揚感や歓心をあおり、慎重な検討をさせないよう消費者を誘導する行為

が考えられる。

ウ 困惑類型の包括的規定（考え方Ⅲ）

さらに、上記のような消費者契約法の位置付けを踏まえ、困惑類型（法第4条第3項）に関し、平成30年改正の結果、第1号から第8号まで類型化が図られたことから、これらを包括的に規律する規定を設けることも考えられるのではないかと（事例5）、（事例6）を参照）。

具体的な規定の在り方としては、現行の困惑類型が、当該消費者契約を締結しなければ、一定の状況から逃れられなかったり（不除去（第1号）、監禁（第2号））、一定の利益が生じないか不利益が生ずることを示したり（不安をあおる告知（第3号、第5号、第6号））、人間関係が破綻することになる旨の告知（第4号））、当該消費者契約の締結を断りにくい状況を作出したり（一定の事項の実施（第7号、第8号））するものであることから、例えば、

- 法第4条第3項柱書に、各号を包括するものとして「その他の当該消費者が当該消費者契約を締結しないことを取引上の社会通念に照らして著しく困難にする行為」を加えて、各号を例示として位置付けること

が考えられる。なお、当該「著しく困難にする行為」に該当するか否かに関しては、各種業法において、それぞれの業の実態を踏まえ適時・適切に消費者保護規定²⁰や

²⁰ 例えば、宅地建物取引業法においては、宅建業者の禁止行為として、相手方等が当該契約を締結しない旨の意思を表示した場合の再勧誘、迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘、深夜又は長時間間の勧誘等によりその者を困惑させる行為等が定められている（法第47条の2第3項・規則第16条の12第1号）。禁止行為に該当する場合、指示処分、業務停

ガイドラインが策定・改訂されることが考えられるところ、できる限りこれらを基礎づける社会経済実態の変化に対応することを可能とする観点から、これらの消費者保護規定等を参酌するような規定を設けつつ、本法の逐条解説等によって、その対象となる範囲を明示することが考えられる²¹。

2. 取消権の創設以外の対応

上記のような消費者契約法における取消権の創設のほか、考えられる対応として、以下のとおり挙げられる。

- 必要に応じ、事業者の努力義務（法第3条第1項）をより充実させるとともに、取消権の規定と併せて、消費者、消費生活相談員及び事業者に対してその趣旨及び内容を周知すること²²
- 家族など、被害に遭った消費者以外の者が気付いた時に、消費者が取消権を行使できるよう、取消権の行使に関する状況を踏まえて検討すること

止処分、免許の取消処分の対象となり得るが、民事効は定められていない。

²¹ 東京高判平成30年4月18日判時2379号28頁は、料金プランの名称がデータ量無制限を示唆する無線通信サービスの消費者契約について、電気通信事業法第26条に基づく説明義務違反を認定した上で、この点も含めて総合的に検討すると不実告知に該当するものとして消費者契約法に基づく契約の取消しを認めている（参考5）。

²² 成年年齢の引き下げ等の背景を踏まえると、特に若年者との関係では、消費者教育において内容の周知を図っていくことが重要であると考えられる。

(別表) 消費者契約法の取消権の整理

		消費者の事情		事業者の行為態様		契約内容
		属性	状況	主観面	客観面	
誤認類型	不実告知	—	—	—	重要事項(契約の目的となるものの内容・取引条件、消費者の損害又は危険を回避するために必要な事情)について不実を告知	(限定なし)
	断定的判断の提供	—	—	—	将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供	(限定なし)
	不利益事実の不告知	—	—	故意又は重大な過失	・消費者に利益となる旨を告知 ・重要事項について不利益な事実(利益の告知により存在しないと通常考えるべきもの)を不告知	(限定なし)
困惑類型	不退去	—	—	—	住居等から退去しない	(限定なし)
	退去妨害	—	—	—	消費者を勧誘場所から退去させない	(限定なし)
	不安をあおる告知	社会生活上の経験が乏しい	願望の実現に不安	不安を知っていた	不安をあおり、願望実現に必要なだと告知	(限定なし)
	好意の感情の不当な利用	社会生活上の経験が乏しい	好意の感情を誤信	誤信を知っていた	これに乗じ、契約しないと関係破綻を告知	(限定なし)
	判断力の低下の不当な利用	加齢又は心身の故障により判断力が著しい低下	現在の生活の維持に不安	不安を知っていた	不安をあおり、契約しないと生活維持は困難と告知	(限定なし)
	靈感等による知見を用いた告知	—	—	—	靈感等による知見として契約すれば不利益回避等を告知	(限定なし)

	契約前の義務実施	—	—	—	契約を締結したら負う義務内容を実施、原状回復を困難にする	(限定なし)
	契約前活動の損失補償請求	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が契約締結を目指した事業活動を実施 ・これによる損失請求等を告知 	(限定なし)
その他	過量契約	—	—	過量性を知っていた	勧誘	過量契約

(参考1) 総務省『消費者取引に関する意識等調査』結果報告書(平成26年4月公表)

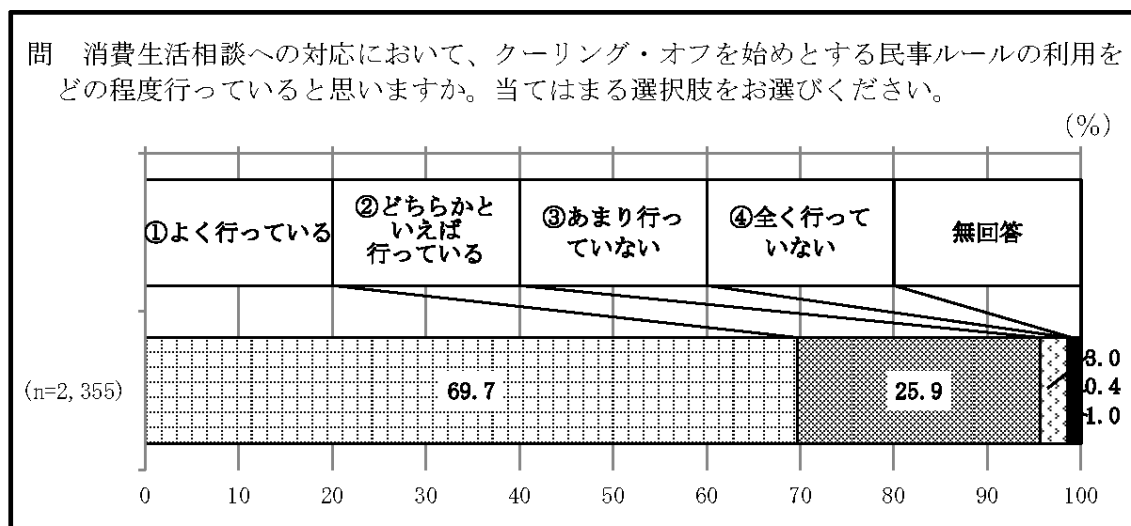
2 クーリング・オフ等の民事ルールの利用状況

(1) 問2-1 民事ルールの利用状況

消費生活相談への対応において、クーリング・オフを始めとする民事ルールの利用をどの程度行っていると思うかと思うか尋ねたところ、「よく行っている」が69.7%、「どちらかといえば行っている」が25.9%で両者を合わせると95.6%であり、「あまり行っていない」が3.0%、「全く行っていない」が0.4%で両者を合わせると3.4%であった。

(単位：人、%)

区分	回答者数	割合	
① よく行っている	1,642	69.7	} 行っている (95.6%)
② どちらかといえば行っている	610	25.9	
③ あまり行っていない	70	3.0	} (あまり) 行っていない (3.4%)
④ 全く行っていない	9	0.4	
無回答	24	1.0	
計	2,355	100	

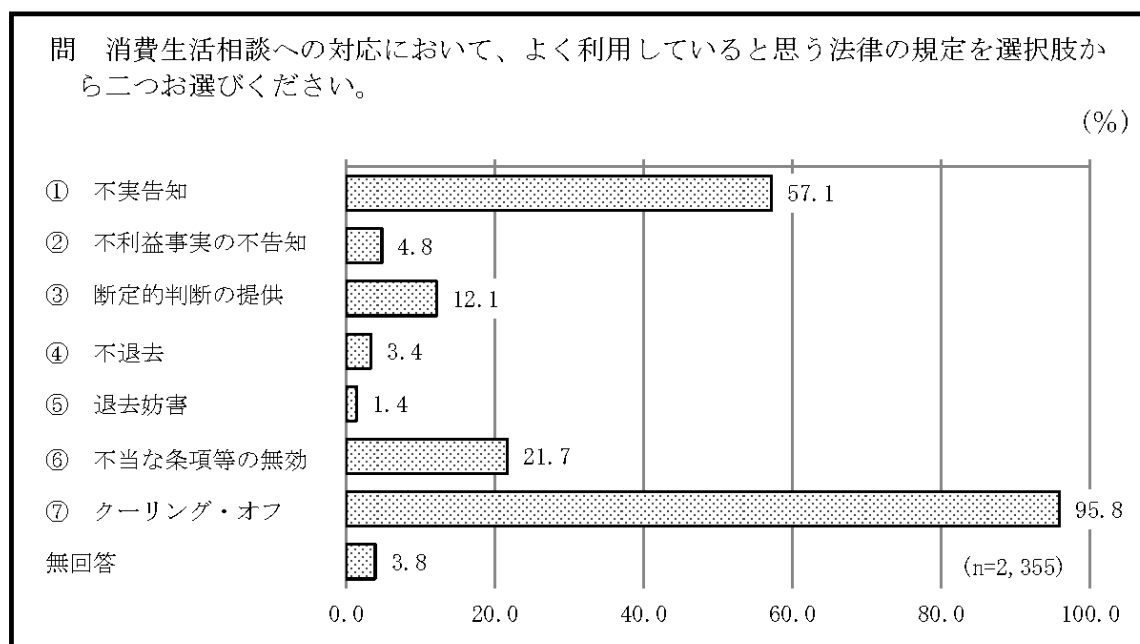


(2) 問2-2 よく利用している規定

消費生活相談への対応における民事ルールにおいて、よく利用していると思う法律の規定を尋ねたところ、「クーリング・オフ」が95.8%で最も多く、次いで「不実告知」が57.1%であった。

(単位：人、%)

区分	回答者数	割合
① 不実告知（消費者契約法第4条第1項第1号）	1,344	57.1
② 不利益事実の不告知（同法第4条第1項第2号）	112	4.8
③ 断定的判断の提供（同法第4条第2項）	285	12.1
④ 不退去（同法第4条第3項第1項）	79	3.4
⑤ 退去妨害（同法第4条第3項第2号）	32	1.4
⑥ 不当な条項や消費者の利益を一方的に害する条項の無効（同法第8条～10条）	511	21.7
⑦ クーリング・オフ（特定商取引法、割賦販売法等）	2,257	95.8
無回答	90	3.8
回答者数計（実数）	2,355	—



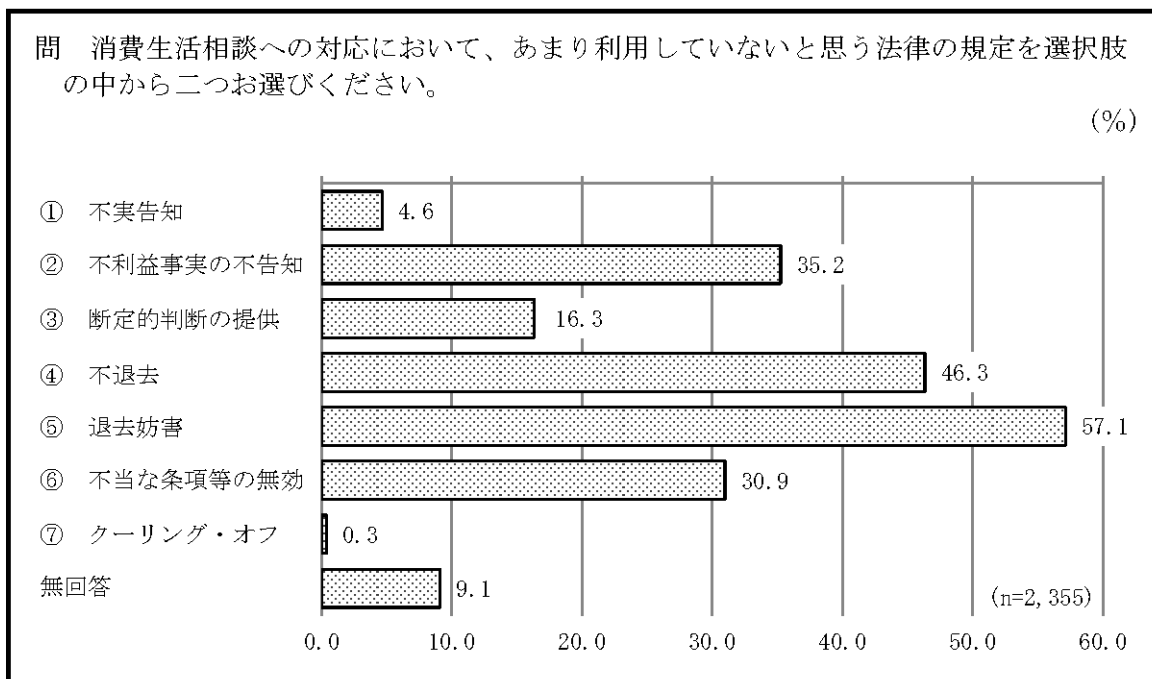
(注) 割合は回答者数計（実数）に対するものである。

(3) 問2-2 あまり利用していない規定

消費生活相談への対応において、あまり利用していないと思う法律の規定を尋ねたところ、「退去妨害」が57.1%で最も多く、次いで「不退去」が46.3%であった。

(単位：人、%)

区分	回答者数	割合
① 不実告知（消費者契約法第4条第1項第1号）	109	4.6
② 不利益事実の不告知（同法第4条第1項第2号）	830	35.2
③ 断定的判断の提供（同法第4条第2項）	385	16.3
④ 不退去（同法第4条第3項第1項）	1,091	46.3
⑤ 退去妨害（同法第4条第3項第2号）	1,345	57.1
⑥ 不当な条項や消費者の利益を一方的に害する条項の無効（同法第8条～10条）	728	30.9
⑦ クーリング・オフ（特定商取引法、割賦販売法等）	8	0.3
無回答	214	9.1
回答者数計（実数）	2,355	—



(注) 割合は回答者数計（実数）に対するものである。

(4) 問 2-3 あまり利用していない理由

問 2-2 においてあまり利用していないと思う規定の 1 位に挙げた法律の規定について、その理由を尋ねたところ、あまり利用していない規定としてして回答が最も多かった「不退去」及び次に多かった「退去妨害」共に「規定を適用できる事案が少ない」が最も多かった。

(単位：人、%)

区 分		①規定の利用の仕方が分からない	②規定の解釈が明確でない	③事実の確認が困難	④規定に関する事業者の理解が不十分	⑤適用対象となる範囲が厳格すぎる	⑥規定を適用できる事案が少ない	その他	無回答	計
不実告知	回答者数	3	10	46	16	15	15	6	7	59
	割合	5.1	16.9	78.0	27.1	25.4	25.4	10.2	11.9	—
不利益事実の不告知	回答者数	8	81	322	52	116	266	9	46	450
	割合	1.8	18.0	71.6	11.6	25.8	59.1	2.0	10.2	—
断定的判断の提供	回答者数	13	33	99	12	34	85	10	16	151
	割合	8.6	21.9	65.6	7.9	22.5	56.3	6.6	10.6	—
不退去	回答者数	16	61	293	67	75	470	35	155	586
	割合	2.7	10.4	50.0	11.4	12.8	80.2	6.0	26.5	—
退去妨害	回答者数	15	43	297	50	55	486	37	137	560
	割合	2.7	7.7	53.0	8.9	9.8	86.8	6.6	24.5	—
不当な条項の無効	回答者数	44	179	220	99	39	278	43	54	478
	割合	9.2	37.4	46.0	20.7	8.2	58.2	9.0	11.3	—
クーリング・オフ	回答者数	0	0	1	0	2	4	0	1	4
	割合	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	100.0	0.0	25.0	—

(注) 1 問 2-2 の無回答者数を除いて集計した。

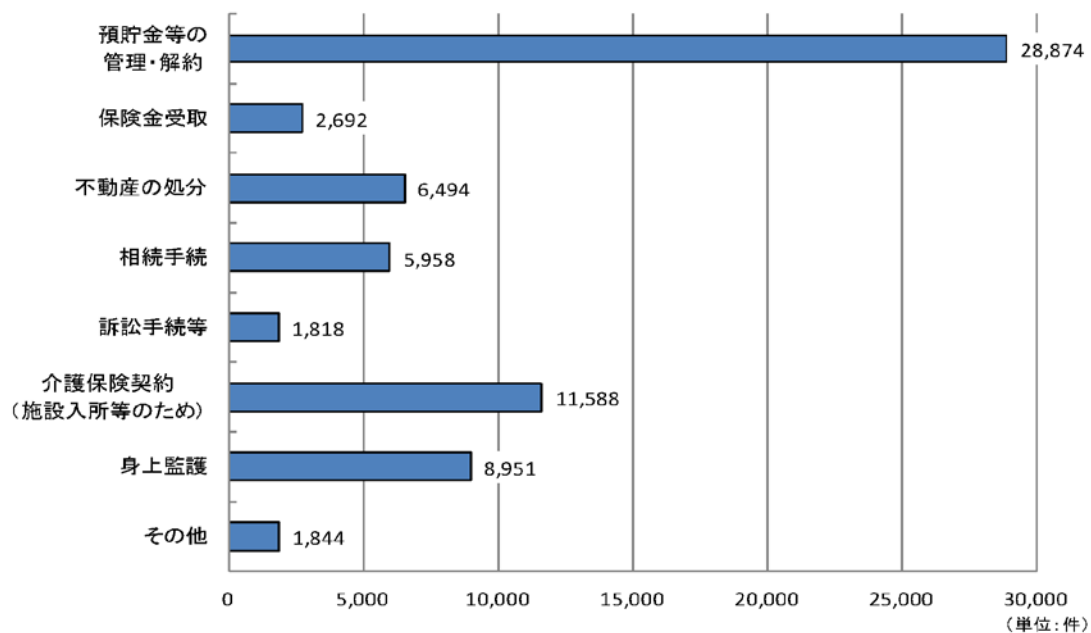
2 計は、問 2-2 であまり利用していないと思う規定として 1 位に挙げた人数である。

3 割合は問 2-2 であまり利用していないと思う規定の 1 位に挙げた選択肢ごとの人数（実数）に対するものである。

(参考2) 内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局「成年後見制度の現状」(平成28年9月23日)(抜粋)

申立ての動機別件数(平成27年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、介護保険契約(施設入所等のため)となっている。



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(参考3) 東京高判平成30年3月15日判時2398号46頁の概要

※控訴人が本件各不動産をAに売却し、Aが被控訴人に売却した。被控訴人が控訴人に対して本件各不動産の明渡し等を請求した。

1 認定事実

前記争いのない事実等に証拠(略)及び弁論の全趣旨を併せると次の事実が認められ、この認定を左右するに足りる証拠はない。

(1) 控訴人の生活状況等

ア 控訴人は、昭和19年〇月〇日に生まれ(本件第1売買契約時70歳)、中学卒業後、64、65歳頃まで、板金工として働いてきた。その後、本件店舗兼共同住宅1階で本件スナックを経営するようになり、その収入の他、本件共同住宅や本件貸地を賃貸することにより賃料収入を得て生活していた。なお、年金の未納期間があったため、平成26年8月当時、年金は支給されておらず、他に収入はなかった。

イ 控訴人は、昭和59年4月30日、相続により、本件共同住宅及び本件店舗兼共同住宅を除く本件各不動産及び別件各土地その他の不動産を取得した。本件自宅及びその敷地は、平田家先祖代々の祭祀を承継した控訴人の自宅として使用されており、本件自宅の敷地内には、先祖から伝わる祠が設置されている。(証拠、略)

ウ 控訴人は、上記イの相続により取得したその他の不動産を相続税の支払や保留地の購入等のために複数回に分けて売却した経験を有しているが、本件証拠上、平成23年9月に行った売買契約以後、本件第1売買契約までの間に売買契約をした事実は認められない。

エ 〇〇病院のB医師は、平成28年7月、控訴人を診断し、控訴人に健忘、見当識障害、脱抑制、意思疎通不良の症状やつじつまの合わない発言、取り繕い、注意力散漫の症状が認められたことのほか、MMSEの検査の得点にばらつきがみられたこと、MRI検査の結果、前頭側頭葉、海馬領域の萎縮が観察され、脳波に生態的な徐波化が認められたこと、脳の灰白質の萎縮や関心領域内の強い萎縮が認められ、これにより見当識障害、判断力、論理的思考力の著しい低下という認知症の中核症状が認められていること、控訴人が長年日常的にアルコールを多飲してきており、ここ5、6年、飲酒量が更に増えたと申告したことなどから、アルツハイマー型認知症とアルコール性認知症の混合型(ただし、前者よりも後者の方が強い。)の中等度の認知症と診断した。

同医師は、本件第1売買契約が行われた平成26年6月9日時点の控訴人の精神能力等については、当時の検査結果等がないため、正確な診断は困難であるとした上で、認知症は、一般に、進行性で、症状はゆっくりと始まり、徐々に悪化していくこと、アルツハイマー型認知症では軽度認知症の期間は3年程度あるとされていること、直近のMRI検査で観察された前頭側頭葉及び海馬領域の萎縮の状況、VSRAD advance解析結果レポートにより脳の関心領域の萎縮や灰白質の萎縮が認められること、控訴人が20歳頃から多量の飲酒の習慣があり、この5、6年で更にアルコールの飲料が増えていたことからすると、上記時点において、既に認知症を発症し、記憶力、コミュニケーション能力や言語力、集中力や注意力、論理的思考力と判断力、視覚認知力が相当程度低下していた可能性が十分にあると考えられる、との見解を有している。(証拠、略)

オ 控訴人は、平成28年9月6日に行われた原審における本人尋問当時、物忘れがあると感じているものの、生活に支障があるとの自覚を有していなかった。しかし、同本人尋問では、平成26年12月下旬位に、ファイルに入った書類をAが持ってきたかのような供述をした直後に、書類が入った黒いファイルがどのようにして控訴人の手元にあるのかを覚えているかと聞かれ、覚えていないと答えたり、Aと会ったのは平成26年6月9日（本件第1売買契約の締結日）が最後であると供述する一方、同年12月に知り合いの不動産屋に相談した後にAが上記ファイルを持ってきてくれたと思うなどと供述したりしており、その供述にはつじつまの合わないところがみられる。（略）

4 争点（5）（本件第1売買契約が公序良俗違反により無効となるか否か）について

（1）以上を基に、本件第1売買契約が公序良俗に違反するものであるか否かを検討する。

まず、本件各不動産の客観的交換価値については、固定資産課税台帳登録価格は約1億5000万円、相続税路線価を基に計算すると本件貸地を除き、約1億6000万円となり、控訴人は、1億9477万円とする調査報告書及び1億6790万円とする不動産鑑定評価書を提出する一方、被控訴人は、1億3130万円とする不動産鑑定評価書を提出しており（前記1（8）アないしウ）、少なくとも1億3130万円以上であったと認められ〔る〕（略）

これに対し、本件売買代金は6000万円であり、上記価格の半分にも満たない。

しかも、控訴人は、本件第1売買契約により、生活の本拠である本件自宅を失うばかりか、その当時の収入源であった本件共同住宅、本件店舗兼住宅及び本件貸地をすべて失うことになり、本件スナックの収入及び本件共同住宅等の賃料収入を全く得られなくなるのであって、これは、生活の基盤を完全に失うことを意味する。

のみならず、本件第1売買契約に基づく代金として控訴人が現実を受け取った現金は皆無であり、代金支払と同視できるのは、本件売買代金に充当された平成26年6月9日時点のAからの借入金残元金590万円の分のみであって、これは、本件売買代金の1割弱、本件各不動産の客観的交換価値の4、5%弱に過ぎない。Aから控訴人に送金され、本件農協借入金の返済に充てられた2990万5598円については、前記のとおり、本件第1売買契約上、本件売買代金の一部の支払とみることにはできないが、これによって控訴人が得た経済的利益を勘案しても、合計3580万5598円に過ぎず、本件売買代金の6割弱、本件各不動産の客観的交換価値の約27%にとどまる。しかも、これらはすべて、本件農協借入金の返済に充てられており、今後の生活費等として控訴人の手元に残るものは全くない。

前記認定のとおり、控訴人は、本件各不動産の競売を回避するためにAに融資を申し込んだものであり、本件各不動産を任意売却した場合はもとより、競売に付される場合であっても、本件各不動産の客観的交換価値や本件農協借入金の残額などからすると、余剰が生ずることが見込まれていたのに、本件第1売買契約等のAとの一連の取引の結果、生活の本拠であり収入源でもあった、1億3000万円以上の客観的交換価値を有する本件各不動産をすべて失い、約3500万円の債務を返済したものの、今後の生活費等は手元に全く残らない状況に陥ったものである。これは、経済的取引としての合理性を著しく欠くものであり、通常の合理的な判断能力を有する人間であれば、およそ行わないような内容の取引といわざるを得ない。

そうすると、控訴人がこのような合理性を著しく欠く取引を行ったのは、〇〇農協から競売申立てを示唆されていたこと（前記1（2）ウ）、Aから、Aの貸付金の返済のために本件共同住宅を売却する契約の確認が取れなければ、Aの指定する業者に買い取らせるか、本件根抵当権設定登記に基づき競売の申立てをする旨を告げられていたこと（前記1（3）エ）のほか、認知症を発症し、記憶力、コミュニケーション能力や言語力、集中力や注意力、論理的思考力と判断力、視覚認知力が相当程度低下していたためであることが強く推認されるというべきであり、また、Aは、控訴人のこれらの状況を認識していたというべきである（前記1（2）エ参照）。

一方、Aは、本件各不動産を被控訴人に転売することにより、契約書上、4500万円の転売利益を得ているのみならず、本件売買代金の支払としては、590万円を借入金の返済債務に充当することにより支払ったのみであり、しかも、前記3のとおり、Aには本件第1売買契約に基づく代金債務を誠実に完済する意思などなかったことが強く推認され、実際、本件根抵当権設定登記の抹消のために送金した2990万6462円（送金手数料込み）のほか、登記手続費用、不動産取得税、固定資産税（ただし、本件第1売買契約が行われた平成26年6月9日から本件第2売買契約に基づき被控訴人に所有権が移転した同年8月21日までの分）を合わせても、Aが負担したのは、上記借入金を含め、約4000万円余りに過ぎない（前記1（9）ア及びイ参照）。そうすると、Aは、一連の取引により実質的に6000万円以上の莫大な利益を得ていることになるが、これは、本件第1売買契約により控訴人が得た利益、あるいは失った利益と比べて、著しく均衡を失っているものである。さらに、Aは、本件売買代金が完済されていないにもかかわらず所有権移転登記をしており、代金不払等のリスクを一方的に控訴人に負わせている。これも、本件第1売買契約が通常の合理的な取引でないことを強く窺わせる事情である。

以上によれば、認知症の影響により控訴人の記憶力、コミュニケーション能力、集中力や注意力、論理的思考力と判断力等が相当程度低下しており、しかも、控訴人にとって生活の本拠であり収入源でもあった本件各不動産が競売等に付されるかもしれないなどの切迫した状況下において、このような状況を認識していたAが、その状況及び控訴人からの全幅の信頼を利用し、これを奇貨として、1億3000万円以上もの客観的交換価値を有する本件各不動産をその半分以下の6000万円で買い受ける旨の本件第1売買契約を締結したばかりか、その代金債務を完済する意思など有しておらず、Aが負担すべき費用等を本件売買代金に勝手に充当するなどして、実質的に約4000万円余りの出損で本件各不動産の所有権を取得し、さらに、被控訴人に転売することによって約6000万円もの莫大な利益を得た一方、控訴人は、一連の取引により、生活の本拠であり収入源でもあった本件各不動産をすべて失い、手元に生活費等が全く残らなかったものである。これらを全体としてみたとき、本件第1売買契約は、エリッドが上記のような控訴人の状況等に乗じて莫大な利益を得ようとして行った、経済的取引としての合理性を著しく欠く取引であり、公序良俗に反する暴利行為に当たるといわざるを得ない。

(参考4) 美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの 取扱い等について(平成25年9月27日)

(医政発0927第1号)

(各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省医政局長通知)

平素より、医療行政の推進に格別の御高配いただき、厚く御礼申し上げます。

インフォームド・コンセントについては、その理念に基づく医療を推進するため、各医療機関において則るべきものとして「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知)(以下「指針」という。)を定めたところです。

今般、美容医療サービス等の自由診療では、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項として、下記のとおり定められましたので、通知します。

貴職におかれましては、これらの内容について十分に御了知の上、貴管内の関係団体等に周知していただくとともに、貴管内の医療従事者等に対して周知の徹底及び遵守の要請をお願いします。

また、当然のことながら、美容医療サービス等の自由診療においても、医師又は歯科医師の資格を持たない者が病状等の診断、治療方法の決定等の医行為を行うことはできませんので、その点、あらためて貴管内の医療機関等に周知をお願いします。

記

1. 診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること。
2. 実施しようとする施術に要する費用等(当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む。)や当該施術に係る解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと。
3. 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと。
4. 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと。
5. 1から4までに掲げる取扱いのほか、指針に則らなければならないこと。

（参考5）東京高判平成30年4月18日判時2379号28頁の概要

第1審被告ラネットは、本件契約を締結するに際しては、第1審原告に対し、3日3G制限の内容について、どのような態様でどの程度使用すると3日3G制限にかかるのか、3日3G制限にかかった場合にどの程度通信速度が低下するのか、3日3G制限にかからないようにWiMAX2+を利用すると通信量を自主規制せざるを得ない場合があるのかなどの点を、わかりやすく説明する必要があったというべきである。

ここまで説示してきたところによれば、第1審被告ラネットの広告や販売員の説明によって、第1審原告が3日3G制限を含む本件契約（ギガ放題プラン）の内容を十分に理解した上で適切な選択ができるとは考え難いから、第1審被告ラネットは、第1審原告に対する電気通信事業法26条に基づく説明義務に違反したというべきである。

上記説明義務違反の事実をもって、直ちに第1審被告ラネットの故意による欺罔行為（民法96条1項）と評価することまではできないとしても、3日3G制限の存在及びその具体的な内容は、消費者契約法4条1項1号にいう重要事項といえるところ、第1審被告ラネットは、第1審原告に対し、WiMAX2+の利用形態によっては3日3G制限の引き金を引くことも稀ではなく、3日3G制限にかかった場合の通信速度は著しく低下して使用形態によっては使いものにならなくなる上、3日3G制限の引き金を引かないようにWiMAX2+を利用すれば通信量を自主規制せざるを得ない結果になる場合があるにもかかわらず、「軽い制限」にすぎず、3日3G制限の引き金を引くことは極めて稀であるかのような説明をし、月間通信量には事実上の制約もないかのような表現を用いている。以上を総合的に検討すると、第1審被告ラネットは、3日3G制限の具体的内容について、事実と異なることを告げたものというほかはない。したがって、第1審被告ラネットの上記説明は、消費者契約法4条1項1号の不実の告知に該当するといえる。

前記1認定の事実、証拠（甲28）及び弁論の全趣旨によれば、第1審原告は、第1審被告ラネットの説明によって、3日3G制限の引き金を引くことは極めて稀であって、データ通信量を自主規制する必要がなく、3日3G制限の引き金を引いたとしても通信速度が著しく低下することはないものと誤認して本件契約を締結したと認められる。したがって、第1審原告は、消費者契約法4条1項に基づいて本件契約を取り消すことができ、第1審被告ラネットに対し、不当利得返還請求権に基づいて既払利用料等1万1239円の返還を求めることができる。第1審原告の第1審被告ラネットに対する不当利得返還請求は理由がある。

【参照条文】

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意又は重大な過失によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

三 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項

ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項

四 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗

じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

五 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。

六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

七 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。

八 前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。

4 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下この項において「分量等」という。）が当該消費者にとっての通常分量等（消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。以下この項において同じ。）を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のもを目的とする消費者契約（以下この項において「同種契約」という。）を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときも、同様とする。

5 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項（同項の場合にあっては、第三号に掲げるものを除く。）をいう。

一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの

三 前二号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情

6 (略)

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

第三条の二 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

○貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）

（過剰貸付け等の禁止）

第十三条の二 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付け契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「個人過剰貸付け契約」とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約（住宅資金貸付け契約その他の内閣府令で定める契約（以下「住宅資金貸付け契約等」という。）及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額（住宅資金貸付け契約等に係る貸付けの残高を除く。）が当該個人顧客に係る基準額（その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第五項において同じ。）を超えることとなるもの（当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものを除く。）をいう。

○割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）

（個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の禁止）

第三十五条の三の四 個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額のうち一年間に支払うこととなる額が、前条第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した個別支払可能見込額を超えるときは、当該個別信用購入あつせん関係受領契約を締結してはならない。ただし、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果）

第一百七十一条の二 無登録業者（第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。）が、未公開有価証券につき売付け等（売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合には、対象契約（当該売付け等に係る契約又は当該売付け等により締結された契約であつて、顧客による当該未公開有価証券の取得を内容とするものをいう。以下この項において同じ。）は、無効とする。ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公開有価証券の売主若しくは発行者（当該対象契約の当事者に限る。）が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。

- 2 前項の「未公開有価証券」とは、社債券、株券、新株予約権証券その他の適正な取引を確保することが特に必要な有価証券として政令で定める有価証券であつて、次に掲げる有価証券のいずれにも該当しないものをいう。
 - 一 金融商品取引所に上場されている有価証券
 - 二 店頭売買有価証券又は取扱有価証券
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その売買価格又は発行者に関する情報を容易に取得することができる有価証券として政令で定める有価証券

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）

第四十七条の二 宅地建物取引業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この条において「宅地建物取引業者等」という。）は、宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない。

- 2 宅地建物取引業者等は、宅地建物取引業に係る契約を締結させ、又は宅地建物取引業に係る契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、宅地建物取引業者の相手方等を威迫してはならない。
- 3 宅地建物取引業者等は、前二項に定めるもののほか、宅地建物取引業に係る契約の締結に関する行為又は申込みの撤回若しくは解除の妨げに関する行為であつて、第三十五条第一項第十四号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に欠けるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるもの及びその他の宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に欠けるものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。

○宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）

（法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為）

第十六条の十二 法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をすること。

イ 当該契約の目的物である宅地又は建物の将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供すること。

ロ 正当な理由なく、当該契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒むこと。

ハ 当該勧誘に先立つて宅地建物取引業者の商号又は名称及び当該勧誘を行う者の氏名並びに当該契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うこと。

ニ 宅地建物取引業者の相手方等が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。

ホ 迷惑を覚えさせるような時間に電話し、又は訪問すること。

ヘ 深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させること。

二・三 （略）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（提供条件の説明）

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）は、利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条、第二十七条の二及び第二十九条第二項において同じ。）と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

一 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの

二 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務以外の電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの

三 前二号に掲げるもののほか、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲その他の事情を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務大臣が指定する電気通信役務

2 (略)